

平成21年 7月 13 日現在

研究種目： 基盤研究（C）
 研究期間： 2007～2008
 課題番号： 19530030
 研究課題名（和文） 欧米憲法理論のアジアへの導入とその展開
 ー日本・台湾憲法学の比較憲法的研究
 研究課題名（英文） The Reception and Developments of Western Constitutional Theory
 in Asia : the Comparative Research of Japanese and Taiwanese
 Constitutional Law
 研究代表者
 今関 源成（IMASEKI, Motonari）
 早稲田大学・法学学術院・教授
 研究者番号： 90147942

研究成果の概要：

2008年3月、台湾の憲法・行政法研究者10名を迎え、東京(早稲田大学)で「議院内閣制と大統領制」および「実効的人権保障とその問題点」をテーマとして、第3回共同研究シンポジウムを開催した。

2009年3月、日本の憲法研究者8名が台湾に赴き、台北(台湾大学)で、「公法典範的継受與轉型」をテーマとして、第4回共同研究シンポジウムを開催した。

これまでの成果をまとめた論文集の刊行に向けて、鋭意努力中である。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成19年度	2,100,000	630,000	2,730,000
平成20年度	1,400,000	420,000	1,820,000
年度			
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野： 社会科学

科研費の分科・細目： 法学・公法学

キーワード： 公法学, 憲法, 比較法, 台湾憲法, 比較憲法

1. 研究開始当初の背景

台湾研究者との共同研究のテーマは、「欧米憲法理論の導入とその展開」とすることに、日本側、台湾側の共同研究参加者の間で基本的に合意されている。それは、戦後の日本と台湾の憲法学説・判例の展開過程において、外国、とりわけ欧米の憲法理論が頻りに参照され、導入されてきたが、その際にどのような憲法理論・思想が導入されてきたか、それらはどのように双方の憲法理論・実務に根づ

き定着してきたか、さらに、その過程においてどのような変容と独自化がみられるか、という問題を、日本と台湾の憲法状況を比較しながら検討する、というものである。本研究は、この比較検討を通じて、日台双方の憲法および憲法学の議論の現状と問題点を点検、理解し、今後の台湾と日本、さらにはアジアの憲法学の展開について重要な視点を析出しようとするものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は二つある。一つは、第二次世界大戦の終結時まで同じ国家として共通の歴史と法制度の形成を体験し、大戦後はそれぞれ欧米の法思想・法制度を新たに導入して独自の法文化を構築した日本と台湾の憲法学の学説・判例について、その形成過程とその現況を比較研究することにある。

他の一つは、台湾の憲法研究者と共同研究を行い、もって交流を深めるとともに、将来の日本＝台湾憲法学会の創設を図ることにある。

3. 研究の方法

本申請にかかる研究は、外国憲法学の理論の導入の方法、外国理論の変形と適合化の過程、外国理論との比較研究のあり方に関する理論研究および事例研究を主要なテーマとして、日本と台湾の憲法研究者が共同研究を行うものである。共同研究は、いくつかの基礎理論的テーマおよび個別的テーマについて、日台双方で報告者を立ててそれぞれ研究を行い、共同研究会を開催して意見交換するという方法をとる。

4. 研究成果

2007年度は、各研究分担者が自己の研究テーマについて基礎研究に取り組んだ。2008年3月に日本（早稲田大学）にて、台湾研究者の来訪を得て、日本・台湾共同研究シンポジウムを開催し、相互に研究テーマに関して報告と討議・意見交換を行った。その概要は次のとおりである。

2008年3月26日に、台湾から10名の憲法・行政法学者を迎え、早稲田大学比較法研究所との共催で、第3回日台憲法交流会を開催した。「議院内閣制と大統領制」および「実効的人権保障とその問題点」の2つを具体的検討テーマとして設定した。

「議院内閣制と大統領制」については、蔡宗珍(台湾大学法律学院)「台湾憲政体制の変革とその公法への影響」、石川健治(東京大学法学部)「Strasbourg/Tokyo/Taipei－議院内閣制論をめぐる1つの準線」の2つの報告、「実効的人権保障とその問題点」については、李建良(中央研究院法律学研究所)「憲法上の国家の保護義務と国民の保護請求権の関係」、毛利透(京都大学法科大学院)「日本の基本権保護義務論」、および黄舒芃(中央研究院法律学研究所)「科学的法学の時代？ 憲法裁判における実証社会科学の役割再考」の3本の報告がなされた。

報告者以外の台湾側参加者は、葉俊榮、黃昭元、張文貞、顏厥安、林素鳳、林超駿、阿

部由里香の各氏、日本側参加者は、園部逸夫(元最高裁判事)、樋口陽一(元東京大学・早稲田大学教授)、高見勝利(上智大学)、戸波江二(早稲田大学)、岡田信弘(北海道大学)、小山剛(慶応大学)、江島晶子(明治大学)、西原博史(早稲田大学)、松平徳仁(一橋大学)、杉山茂樹(早稲田大学大学院)、今関源成(早稲田大学)であった。

2008年度も同様に、各分担者が個別の研究を続行した。2009年3月28日には日本側研究者が台北(国立台湾大学法律学院)に出向き、通算4回目の共同研究シンポジウムを開催した。その概要は次のとおりである。

冒頭に、蔡明誠・台湾大学法律学院院长の御挨拶をいただいた後に、翁岳生(前司法院院長)「司法権の継受と発展－台湾と日本の比較」、小山剛(慶応大学)「自由と安全」、李建良(中央研究院)「社会国家原理の実践と基本権の保障－社会立法の違憲審査を中心として」、林超駿(国立台湾大学)「大法官による憲法解釈の機能の限界」、岡田信弘(北海道大学)「政権交代と議会制民主主義」、葉俊英・張文貞(国立台湾大学)「東アジア立憲主義の成立」の6本の報告を得て、それぞれにつき討論を行った。

日本側参加者は今関源成(早稲田大学)、戸波江二(同)、岡田信弘(北海道大学)、小山剛(慶応大学)、石川健治(東京大学)、鈴木秀美(大阪大学)、松平徳仁(一橋大学・通訳)、松井直之(比較法研究所助手)の8名であった。

この2回の研究会によって、統治機構論および人権論の各領域において、日本と台湾の憲法状況の間には類似性が存在すると同時に、顕著な相違もあることが明らかになった。また、両国の憲法学は、ともにアメリカ、ドイツの憲法学の影響を強く受けており、この憲法学の理論的準拠枠の共通性にかんがみると、両国憲法学の比較から有意義な成果を引き出すことができるであろうという十分な手ごたえを感じることができた。さらに、第4回の共同研究会においては、台湾、韓国、日本をモデルとして、ヨーロッパ出自の「普遍的立憲主義」とは異なる「東アジア立憲主義」が一つのカテゴリーとして独自に成立するのではないかという刺激的な問題提起が台湾側研究者から提示された。この見解自体については評価が分かれるところであるが、これを契機にアジアにおける立憲主義のあり方について台湾の憲法研究者と有意義な意見交換ができたと考えている。

以上述べたように、両共同研究を通じて、外国憲法および憲法学の比較研究のあり方に関する理論的および個別的検証をさらに進め、歴史的に共通の法制度的基盤をもつ日本と台湾の間の戦後の独自の展開を比較検討し、その共通性と相違、およびその原因について解明を行った。台湾と日本のあいだには多くの共通の課題が存在しており、比較憲法学的な研究の可能性と必要性について、改めて再確認する機会となった。台湾の研究者からも、台湾の憲法・憲法学の現状について日本の研究者にもっと知ってほしいという希望が表明されており、その意味でもこの共同研究を行う意義は大きいと感じた。

今後は、これら2年間の共同研究の成果を刊行することに努めることになる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計20件)

- ① i. 今関源成 ii. 「司法制度改革における『法の支配』と『国民の司法参加』」 iii. 現代思想 iv. 査読有 v. 36巻13号 vi. 2008 vii. 75-83
- ② i. 西原博史 ii. 「憲法構造における立法の位置づけと立法学の役割」 iii. ジュリスト iv. 査読有 v. 1369号 vi. 2008 vii. 32-38
- ③ i. 西原博史 ii. 「リスク社会・予防原則・比例原則」 iii. ジュリスト iv. 査読有 v. 1356号 vi. 2008 vii. 75-81
- ④ i. 石川健治 ii. 「違憲審査基準論 夢は稔り難く、道は極め難し—『憲法的論証』をめぐる幾つかの試行について」 iii. 法学教室 iv. 査読有 v. 340号 vi. 2009 vii. 53-60
- ⑤ i. 石川健治 ii. 「基本権保護義務 隠蔽と顕示—高まる内圧と消えない疑念」 iii. 法学教室 iv. 査読有 v. 337号 vi. 2009 vii. 40-49
- ⑥ i. 石川健治 ii. 「営業の自由 30年越しの問い—判例に整合的なドグマティックとは」 iii. 法学教室 iv. 査読有 v. 332号 vi. 2008 vii. 58-66
- ⑦ i. 小山剛 ii. 「『私人間効力』を論ずることの意義」 iii. 法学研究 iv. 査読有 v. 82巻1号 vi. 2009 vii. 197-210
- ⑧ i. 小山剛 ii. 「監視国家と法治国家」 iii. ジュリスト iv. 査読有 v. 1356号 vi. 2008 vii. 48-56
- ⑨ i. 江島晶子 ii. 「『安全と自由』の議論における裁判所の役割—ヨーロッパ人権条約・二〇〇五年テロリズム防止法(イギリス)・コントロール・オーダー」 iii. 法律論叢 iv. 査読有 v. 81巻2・3号 vi. 2009

vii. 61-109

- ⑩ i. 江島晶子 ii. 「『安全と自由』の議論における裁判所の役割—ヨーロッパ人権条約・二〇〇五年テロリズム防止法(イギリス)・コントロール・オーダー」 iii. 法律論叢 iv. 査読有 v. 81巻2・3号 vi. 2009

vii. 61-109

- ⑪ i. 高見勝利 ii. 「『より良き立法』へのプロジェクト—ハート・サックス"THE LEGAL PROCESS"再読」 iii. ジュリスト iv. 査読有 v. 1369号 vi. 2008 vii. 11-22

- ⑫ i. 高見勝利 ii. 「『ねじれ国会』と憲法」 iii. ジュリスト iv. 査読有 v. 1367号

vi. 2008 vii. 64-79

- ⑬ i. 宍戸常寿 ii. 「表現の内容規制・内容中立規制」 iii. 法学教室 iv. 査読有 v. 651号 vi. 2009 vii. 74-78

- ⑭ i. 宍戸常寿 ii. 「政教分離」 iii. 法学教室 iv. 査読有 v. 650号 vi. 2009

vii. 76-80

- ⑮ i. 宍戸常寿 ii. 「法の下での平等」 iii. 法学教室 iv. 査読有 v. 649号 vi. 2009

vii. 76-80

- ⑯ i. 宍戸常寿 ii. 「憲法の私人間効力」 iii. 法学教室 iv. 査読有 v. 648号 vi. 2008

vii. 70-74

- ⑰ i. 宍戸常寿 ii. 「特別の公法上の関係」 iii. 法学教室 iv. 査読有 v. 647号

vi. 2008 vii. 78-82

- ⑱ i. 宍戸常寿 ii. 「憲法上の権利の享有主体性」 iii. 法学教室 iv. 査読有 v. 646号

vi. 2008 vii. 82-86

- ⑲ i. 宍戸常寿 ii. 「憲法上の権利の享有主体性」 iii. 法学教室 iv. 査読有 v. 646号

vi. 2008 vii. 82-86

- ⑳ i. 岡田信弘 ii. 「主権論再考」 iii. ジュリスト iv. 査読有 v. 1334号 vi. 2007

vii. 39-49

[学会発表] (計5件)

- ① i. 石川健治 ii. 「行政と執政」 iii. 日台憲法共同研究会 iv. 2008年3月26日 v. 早稲田大学

- ② i. 毛利透 ii. 「日本の基本権保護義務論」 iii. 日台憲法共同研究会 iv. 2008年3月26日 v. 早稲田大学

- ③ i. 戸波江二 ii. 「東アジアの違憲審査制の発展と日本の憲法裁判所論」 iii. 韓国憲法学会 iv. 2008年7月16日 v. 韓国国会

- ④ i. 岡田信弘 ii. 「政権交代と議会制民主主義」 iii. 日台憲法共同研究会 iv. 2009年3月27日 v. 台湾大学

- ⑤ i. 小山剛 ii. 「自由と安全」 iii. 日台憲法共同研究会 iv. 2009年3月27日 v. 台湾大学

〔図書〕(計4件)

- ① i.西原博史 ii.日本放送出版協会 iii.『子どもは好きに育てていい―「親の教育権」入門』 iv.2008 v.206頁
② i.毛利透 ii.岩波書店 iii.『表現の自由―その公共性ともろさについて』 iv.2008 v.356頁
③ i.高見勝利 ii.岩波書店 iii.『現代日本の議会制と憲法』 iv.2008 v.290頁
④ i.石川健治 ii.日本評論社 iii.『自由と特権の距離―カール・シュミット「制度体保障」論・再考』増補版 iv.2007 v.288頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

今関 源成 (IMASEKI Motonari)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号・90147942

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

戸波 江二 (TONAMI Koji)
早稲田大学・法務研究科・教授
研究者番号・00155540

岡田 信弘 (OKADA Nobuhiro)
北海道大学・法学研究科・教授
研究者番号・60125292

市川 正人 (ICHIKAWA Masato)
立命館大学・法務研究科・教授
研究者番号・10184615

西原 博史 (NISHIHARA Hiroshi)
早稲田大学・社会科学総合学術院・教授
研究者番号・10218183

石川 健治 (ISHIKAWA Kenji)
東京大学・法学政治学研究科・教授
研究者番号・40176160

小山 剛 (KOYAMA Go)
慶応義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号・60234910

江島 晶子 (EJIMA Akiko)
明治大学・法科大学院・教授
研究者番号・40248985

高見 勝利 (TAKAMI Katsutoshi)
上智大学・法学研究科・教授
研究者番号・70108421

宍戸 常寿 (SHISHIDO Joji)
一橋大学・法学研究科・准教授
研究者番号・20292815